

3.呼びかけ体制づくりの基本項目

呼びかけ体制づくりには、自主防災組織内で「ルール」を定めておくことが重要です。下表に示す「呼びかけ体制づくりの基本項目」を参考に、自主防災組織の中で決まっていること、決まっていないことを整理してみましょう。

◆表 呼びかけ体制づくりの基本項目◆

| No. | 項目 | 考え方 |
|-----|---------------|--|
| 1 | 世帯数・人口 | |
| 2 | 避難先 | 自分たちが活動している地域について、世帯数、避難先、起こりうる災害リスクを確認します。 |
| 3 | 災害想定区域 | |
| 4 | 避難情報の入手方法 | |
| 5 | 呼びかけの順番（連絡体制） | 安全かつ迅速に避難するためには、タイムリーな情報入手が必要です。テレビや防災行政無線だけでなく、メールや防災アプリなども活用し、情報入手手段の多様化を図ります。 |
| 6 | 呼びかけ担当者不在時の対応 | 短時間で地域全員に避難を呼びかけるためには効率的な連絡単位、順番を考える必要があります。役員や地域住民の連絡名簿を作成することで呼びかけが円滑になります。 |
| 7 | 呼びかけのタイミング | 呼びかけ担当者が不在の場合に、誰がどのように対応するかなどを決めておきます。 |
| 8 | 呼びかけの範囲・優先度 | 入手した避難情報を基に、いつ避難を呼びかけるかを検討し地域に周知します。 |
| 9 | 呼びかけ方法 | 同じ地域内でも災害リスクに差があります。呼びかけのタイミングに合わせ誰から優先して呼びかけるかを決めておきます。 |
| 10 | 呼びかけ内容（メッセージ） | 避難の呼びかけにあたり、電話連絡、SNS、戸別訪問など、地域の実情に応じた方法を検討します。 |
| 11 | 呼びかけ・避難の確認方法 | 呼びかけた言葉により避難を開始した例もあります。避難行動につながるメッセージを考えてみましょう。 |
| 12 | 避難経路 | 呼びかけが最後まで伝わったことが発信者に分かるよう、完了の確認方法を考えます。 |
| 13 | 避難所の開設 | 実際の避難時には通行できない道が生じる可能性があります。災害図上訓練やまちあるきで事前に避難経路を確認します。 |
| 14 | 他団体との連携 | 市町が開設する避難所は、指定施設が一斉に開設されるわけではありません。最寄りの避難所がいつ開設されるのかを確認します。 |
| 15 | その他 | 避難の呼びかけや情報共有などで連携できるよう、地域で活動している他の団体と協力体制を築いておきましょう。 |
| | | 他に各自主防災組織で検討しておくべき内容を話し合います。 |



◆表 呼びかけ体制づくりの基本項目（検討例）◆

| No. | 項目 | 検討結果 |
|-----|---------------|---|
| 1 | 世帯数・人口 | 250 世帯 500 人（令和2年1月時点） |
| 2 | 避難先 | △〇△公民館 |
| 3 | 災害想定区域 | 土砂災害警戒区域・特別警戒区域／洪水浸水想定区域 |
| 4 | 避難情報の入手方法 | 〇〇〇市防災メール／音声告知放送／テレビ／広報車 ※市から町内会長に対して避難所開設前に電話連絡がある。 |
| 5 | 呼びかけの順番（連絡体制） | 会長 ^{*1} ⇒役員（8名）⇒班長 ^{*2} （25人）⇒住民 ※1：会長は副会長にも連絡し、分担して役員に連絡する。 ※2：班長は副班長にも連絡し、分担して住民に呼びかける。 |
| 6 | 呼びかけ担当者不在時の対応 | 会長が不在の時：副会長が全役員に連絡 役員が不在の時：会長・副会長が直接班長に連絡 班長が不在の時：役員は副班長に連絡し副班長が全住民に連絡 |
| 7 | 呼びかけのタイミング | 警戒レベル3が発令されたとき |
| 8 | 呼びかけの範囲・優先度 | 全世帯に呼びかけるが、要配慮者など避難に時間がかかる人や、災害想定区域内の居住者から避難を呼びかける。 |
| 9 | 呼びかけ方法 | 携帯電話を主とするが携帯電話を所持していない人などには戸別訪問も行う。 |
| 10 | 呼びかけ内容（メッセージ） | △〇△公民館に避難するので、いっしょに避難しましょう！ |
| 11 | 呼びかけ・避難の確認方法 | ①班長は避難の呼びかけが完了したら、役員にその旨を報告する。 ②役員は班長からの報告を受けたら、会長にその旨を報告する。 |
| 12 | 避難経路 | 災害図上訓練やまちあるきを行い、過去に被災した箇所や危険な箇所を把握しており、安全に避難できる経路を設定している。 |
| 13 | 避難所の開設 | レベル3発令時に市が開設する。 |
| 14 | 他団体との連携 | ●消防団：自主防災会の連絡網とは別に消防団とも連絡がとれるようにしており、災害時における部隊派遣や危険箇所の連絡など、情報共有を図っている。 ●民生委員：自主防災会の連絡網とは別に民生委員とも連絡がとれるようにしており、要配慮者については可能な範囲で情報共有を図っている。 |
| 15 | その他 | ●会長不在時に備え、副会長にも避難所開設情報を電話連絡してもらえよう、市に依頼している。 ●要配慮者1人に対して支援者を2人決めている。 |